

大館市農業委員会総会議事録

令和3年8月6日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和3年8月6日（金）午後2時00分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（19名）					
1番	渡邊 久留美	8番	高坂 千悦	15番	糸屋 由衛門
2番	石山 元一	9番	藤盛 久登	16番	菅原 和久
3番	阿部 重信	10番	菅原 一成	17番	虻川 マキ子
4番	斎藤 重春	11番	小畑 恵美子	18番	安部 幸美
5番	小林 大樹	12番	富樫 英悦	19番	渡邊 久雄
6番	小畑 純市	13番	畠山 繁司		
7番	伊藤 昇	14番	浅利 瑞穂		
3. 欠席委員の氏名（名）					
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	乳井 康和			
	次 長	宮崎 直人			
	係 長	佐々木 信成			
6. 議事録署名委員	10番	菅原 一成		11番	小畑 恵美子
7. 書記	佐々木 信成				

報 告 ・ 議 案

議案第 40 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 41 号	農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について
議案第 42 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 43 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

局長

ただ今から総会を開会いたします。

初めに、会長より挨拶をお願いいたします。

糸屋会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員 19 名全員が出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当職より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 10 番 菅原 一成 委員、議席番号 11 番 小畑 恵美子 委員にお願いいたします。

議長

それでは、会議に入ります。

業務報告について事務局から説明願います。

局長

・業務報告 (7 月総会～8 月総会)について

以上報告する。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

～意見・質問の声なし～

議長

ないようですので、議事に入ります。

初めに、議案第 40 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

2 ページをお開き願います。

議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 3 年 8 月 6 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

3 ページをお開き願います。

内訳は、No.34 から No.36 までの 3 件で、地目は田 2,037 m²、畑 1,330 m²、面積合計 3,367 m²であります。

譲受の事由は、No.34、No.36 は「経営拡張」、No.35 は「市有地の譲受」となっております。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 1 ページから 3 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 7 号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

No.35 について、補足説明いたします。二井山下 56、57 は、法定外公共用財産で、国が権限を委譲する地方分権推進計画の一環として大館市の所有となったものです。旧公団上は、水路となっておりますが、国土調査により現況は「田」となっており、譲受人の藤盛さんの田の一部となっていたことから、今般、藤盛さんへ譲渡する運びとなったものであります。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案 40 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 40 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 41 号『農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

4 ページをお開き願います。

議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可、不許可相当）を求める。

令和 3 年 8 月 6 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

5 ページをお開き願います。

内訳は、No.7、No.8 の 2 件で、地目は田 585 m²、畑は 147 m²、面積合計は 732 m²であります。

No.7 の転用目的は、車の売買等を行う申請人が、社屋の工事にあたり、完了までの間、一時的に社員用の駐車スペースが不足になるため、申請地を借り受けて鉄板を敷き、駐車場としようとしたものです。

なお、申請人は農地法の許可が必要であることを知らずに鉄板敷きを施工しましたが、現在、使用を中断しております。事後申請となりましたが、申請人からは、今後十分に注意する旨の「誓約書」の提出もあったことから受理したものであります。

次に農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであります。申請地は大館桂桜高校の西、約1kmに位置する第2種農地であり、農地法運用の第2の1の(1)のイの(イ)のbに該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.7の位置図及び配置図は、6ページ、7ページに記載のとおりであります。

次にNo.8です。

転用目的は、4世代8人で生活しているが、子供の成長により、現在の住宅が手狭になったことから、隣地に申請人と妻、子供2人が居住する住宅を新に建築しようとするものです。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであります。申請地は、田代中学校の北、約4kmに位置する第2種農地であり、農地法運用の第2の1の(1)のカの(ア)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.8の位置図及び配置図は、8ページ、9ページに記載のとおりであります。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.7、No.8の現地調査の結果を議席番号3番の阿部重信委員よりご報告願います。

3 番（阿部 委員）

3 番の 阿部 重信 です。

議案第 41 号のNo.7 及びNo.8 につきまして、去る 7 月 29 日に 斎藤 重春 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

初めにNo.7 についてであります。一時転用の追認案件で申請地は 6 ページの位置図になります。

この場所は、国道 7 号を片山方向から川口方向に進み、県立大館桂桜高校から約 1 km の右側にある秋田トヨペットとカローラ秋田の間の道路を 120m ほど進んだ数年前から休耕中の三角形の田で、現地には既に鉄板が敷かれておりましたが、先ほど局長の説明理由による追認申請となっております。

転用期間は令和 3 年 9 月末日までで、転用面積は 1 筆 158 m²、7 ページの配置図にありますように、社員用の一時的な駐車場として利用する計画であります。

転用するにあたっては 3 方向に緩衝地を設け、隣地への影響をなくし、全面に鉄板敷きを行い、土砂等の流出を防ぐとしています。

雨水排水は自然流下で、汚水、生活排水の排出は無く、本案件については、特に問題はないものと見てまいりました。

次にNo.8 についてであります。申請地は 8 ページの位置図となります。

この場所は、国道 7 号から主要地方道白沢田代線に入り、田代地区茂屋集落を過ぎ、左側にある田の沢橋を渡ってすぐの三叉路を左側市道田の沢 1 号線に 80m ほど進んだ右側の住宅地と接する農地（畑）で、作物は栽培していないようでしたが、数種類の花が植栽されていました。

9 ページの配置図にありますように、両親と同居する申請者が、隣地で、父の所有する農地（畑）を使用貸借すると共に、宅地の一部も一体利用し、一般住宅を建築しようとするものです。

転用にあたり、当該地は宅地と同レベルで傾斜もないことから、特段の盛土は行わず、碎石敷きとし、農地と隣接する北側、東側隣地の宅地ともレベルは同じで、隣接地への土砂等の流出はしない計画です。雨水排水は自然流

下としておりますが、大雨時は南側市道側溝への流出を想定しています。

また、生活雑排水は合併浄化槽を利用し、隣接する畑の脇の水路へ放流するというので、本案件についても特に問題はないものと見てまいりました
皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、阿部 重信 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 41 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

16 番（菅原 委員）

追認ということだが、誰かから違法転用だと通報等があったものか、経緯を説明願いたい。

局長

安部職務代理が見まわりの際に気づき、現地を確認し、指導したところでございます。

議長

ほかにありませんか。

議長

ないようですので、議案第 41 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとして大館市長へ送付することといたします。

議長

次に、議案第 42 号『農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

10 ページをお開き願います。

議案第 42 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和 3 年 8 月 6 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

11 ページをお開き願います。

内訳は、No.11～No.13 の 3 件で、地目は田 1,206 m²、畑 81 m²、面積合計 1,287 m²であります。

No.11 は、令和 3 年 5 月総会において第 5 条の所有権移転許可を受けた土地の隣地で、その後、土地所有者から譲渡の同意が得られたことから、車両乗入れ通路及び転回スペースを拡充するため取得しようとするものです。

法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は田代中学校の東、約 1.7 km に位置する第 2 種農地で、農地法運用の第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の c の (a) に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらいずれにも該当しないと判断しますので、問題はないものと考えます。

No.11 の位置図及び配置図は、13、14 ページに記載のとおりです。

次に、No.12 は、自宅の改修に伴って合併浄化槽を設置するに際し、敷地内に適当な場所がないため、最適な位置にある当該地を申請したものです。

法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は大館東中学校の東、約 2.5 km に位置する第 2 種農地で、農地法運用の第 2 の 1 の (1) のカの (ア) に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらいずれにも該当しないと判断しますので、問題はないものと考えます。

No.12 の位置図及び配置図は、15、16 ページに記載のとおりです。

次に、No.13 は、不動産の売買、斡旋、賃貸等を行う申請人が、農地を取得し、隣接の雑種地とともに分譲宅地を造成しようとするものです。

法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであります
が、申請地は有浦小学校の北、約600mに位置する第2種中高層住宅専用地
域内の第3種農地で、農地法運用の第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)に該
当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準について
であります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますの
で、問題は無いものと考えます。

No.13 の位置図及び配置図は、17、18 ページに記載のとおりであります。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.11 からNo.13 の現地調査の結果を
議席番号4番 齋藤 重春 委員よりご報告願います。

4番（齋藤 委員）

4番の 齋藤 重春 です。

議案第42号、No.11、No.12、No.13 について、去る7月29日に 阿部重信 委
員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

初めにNo.11 についてであります。申請地は13ページの位置図になりま
す。

この場所は、5月総会議案28号で転用許可を行った川口字大人沢の農業用
施設の敷地と隣接する農地（畑）で、現在は休耕地として管理されておしま
した。

14ページの配置図にありますように、転用許可を受けた農業用施設の敷地
と一体利用することで、出入口を広くでき、また、場内での車両旋回等をよ
り容易にしようとするものです。

転用にあたり、盛土は行わず砕石敷きとして雨水等は自然流下とする計画

市道側溝へ流出させ、自然流下と併せて対応する計画です。

汚水、生活雑排水は公共下水道への接続を予定し、特に問題は無いものとしてまいりました。また、南側水路を管轄する大館土地改良区の意見書も提出されていることを申し添えます。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、齋藤 重春 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 42 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 42 号について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 43 号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

19 ページをお開き願います。

議案第 43 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 3 年 8 月 6 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

20 ページをお開き願います。

令和3年度農用地利用集積計画（第5号）の新規に利用権を設定するものが記載されております。

決定依頼の件数は、新-123から新-184までの62件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間5年が1件、10年が61件で、地目 田が591,286㎡、畑が29,456.48㎡、面積合計は620,742.48㎡であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認しております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第43号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、「農業委員が、自分又は同居親族に関する議案の審議に参加できないこと」になっており、対象となる案件について個別に退席して頂いて審議したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

初めに、「20ページの新-139、新-179を除いた新-123から新-184まで」を審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、「新-139、新-179を除いた新-123から新-184まで」について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、「21ページの新-139」を審議します。

恐れ入りますが、議席番号6番 小畑 純市 委員は退席願います。

(6番 小畑 純市 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、「新-139」について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号6番 小畑 純市 委員は入室をお願いします。

(6番 小畑 純市 委員 入室し着席)

議長

次に、『23 ページの新-179』について審議します。

恐れ入りますが、議席番号7番 伊藤 昇 委員は退席願います。

(7番 伊藤 昇 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、「新-179」について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号7番 伊藤 昇 委員は入室をお願いします。

(7番 伊藤 昇 委員 入室し着席)

議長

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

・当面の行事日程について説明する。

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

局長

ございません。

議長

それではこれもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 2 時 35 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 3 年 8 月 6 日

議 長

議事録署名委員 10 番

議事録署名委員 11 番

農地法第3条調査書

議案第40号 No.34	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在	大館市中山字曲田袋・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市中山字中山・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市中山字桂沢・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月27日、糸屋由衛門 農業委員と畠山薫 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第40号 No.35	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市花岡町字二井山下・・・ほか・・・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市字中城・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市花岡町字二井山・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	本申請は、これまでも譲受(借)人が隣接する自作地と合せて耕作を行っており、代替として水路敷地を寄附している。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。 なお、7月30日、藤盛久登 農業委員と畠山米藏 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第40号 No.36	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市早口字巻淵岱・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		千葉県野田市木間ヶ瀬・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市早口字大岱・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も引き続き譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月29日、高坂千悦 農業委員と小林秀文 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない